

社会福祉法人 公友会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和8年 3月 1日～ 令和13年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得率を50%以上とし、女性は現行水準を維持する。

【対策の内容と実施時期】

令和8年3月～：管理職への研修・啓発

男性職員が育児休業を申し出やすい職場環境を作るため、管理職会議等の場で「育児休業制度の再確認」と「取得促進の重要性」について周知を行います。

令和8年4月～：職員への個別案内と相談窓口の周知

本人または配偶者の妊娠・出産を知った際、対象職員に対して制度（育児休業給付金や育休中の社会保険料免除など）について個別に情報提供を行います。

令和8年度以降：取得事例の紹介（可能な範囲で）

実際に育休を取得した男性職員がいる場合、その経験談を社内報や掲示板で紹介し、「育休を取りやすい雰囲気」を継続的に醸成します。

目標2：月平均の所定外労働時間を10時間以内に抑制する体制を維持する。

【対策の内容と実施時期】

令和8年3月～：労働時間のモニタリング継続

毎月の給与計算時に残業時間を把握し、特定の部署で増加傾向が見られないか確認する体制を継続します。

令和8年6月～：業務効率化に向けたヒアリング

現場の会議や朝礼等の場で、会議の短縮や、ICTの活用による記録業務の簡素化について意見交換を継続し、業務の見直しを図ります。